**静岡県監査委員告示第22号**

令和８年８月13日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第５項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和８年10月20日

静岡県監査委員　　山下　和俊
静岡県監査委員　　松本　早巳
静岡県監査委員　　増田　享大
静岡県監査委員　　河原崎　聖

**第１　請求人**

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1　星野　光央

**第２　監査の請求**

**１　措置請求書の受付**

令和８年８月13日　静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

**２　請求の内容**

静岡県職員措置請求書

静岡県知事に関する措置請求の要旨

１　請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：監査委員事務局総務課

前監査委員　Ａ　及び　Ｂ　２名

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

令和７年１２月１０日　監査委員の報酬として

日当報酬　３６，８００円

旅費等　　４，９６２円　Ａ　に支出した。

令和７年１２月１０日　監査委員の報酬として

日当報酬　３６，８００円

旅費等　　１，９２０円　Ｂ　に支出した。

（経緯）住民監査請求は、同じ請求ができない。しかし、違法に却下されたものついては、再度の請求が認められている。これは、違法に「却下」された請求である。そう認めないとしたら、まさに傲慢な人間（人格が高潔であることの反対）である証拠として、ここに刻もう。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

令和７年１１月２７日に行われた陳述機会に参加した対価として、報酬が支出された。だが、それは適法に職務を遂行した場合にのみ支給される。それが法治国家である。静岡県は、法治国家日本の地方公共団体の１つである。

ところが、両名は、態度が悪かった。請求人が提出した書類を受け取ってもない状態で、陳述の場に現れた。机の上に、積み上げられていた委員もいた。要は、読んでいないのだ。読まずに、陳述の機会に現れた厚顔無恥には、恐れ入る。その結果、質問すらできなかった。つまり、その場にいても不要な存在。請求人からすれば目障り、参加者からすれば、場の空気を汚す存在だったのだ。

これは、違法である。なぜか。違法であるとは、地方自治法違反である。地方自治法には、監査基準に従わなければならない、とされている。監査基準は、静岡県で作成されている。その監査基準に従わなければならない。特別職、議員監査委員も例外ではない。この事実を叩き込め。

その中に、

「監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に」

等とある。高潔な人格者が、陳述機会の場に現れて、県民から「態度が悪い」などと評価を受けることはあり得ない。それも請求人を目の前にして、そのような評価を受けることは、絶対にありえない。常識ある県民なら、ここで言っている意味を即座に理解できる。「人前に出る」ということは、「人から評価される」ことを認識するからである。

「どうみられるか」「どう感じるか」を認識すら、脳内に絣すらしない者が、高潔な人格者であるはずがない。当然、維持もできない。

それに、高潔な人格を維持できるのは、高潔な人格者に限られる。そもそも、高潔な人格者ではない者に、この監査基準を絶対遵守することは不可能なのである。監査業務を行う間中、高潔な人格の維持が求められるのだから。

比較のために記すが、常勤の２名からは、そのように感じられる態度はなかった。しかし、議員の監査委員は、違った。請求人の説明が分かりにくい、長いと感じ、それをあからさまに態度に出した。１人は腕を上げ、背伸びをするような姿勢すら取った。隣に座っていた監査委員Ｃも、それを見るために首を横に向けていない。目の前で見続けていたのは、なにも両名だけではない。他２名の監査委員の態度も、私は凝視し続けていた。見てもいないものを「やっていない」というなら、監査委員Ｃにも、裁判所の証言台に立ってもらう。監査委員Ｄも同様だ。その準備を着々と進めている。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した報酬及び旅費等が全て損害

平然と法令等を破るのが静岡県監査委員だと認識させ「静岡県の違法及び不当が、適切に監査されるわけがない」と全国民から馬鹿にされ、恥ずかしい思いをさせられているのが静岡県民である。

静岡県の損害は、静岡県民約３４５万人の損害である。職員らも静岡県民であるのだが、責任は誰にあるというのか。知事か、監査委員か、職員か、県民か。大きな損害となる。

どのような措置を請求するのか。：静岡県が、

議員選出の監査委員に「監査委員の任期を守り、務めを果たす」と書かれた誓約書の提出を求めること。（提出できないのは、任期途中で辞める予定証拠だ）

監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを徹底すること。

監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを伝えても、監査基準を順守できないとしたら、その監査委員の過失、重過失、又は故意であることを明らかにすること。

人格が高潔ではない者を、違法に、監査委員に選任しないこと。

人格が高潔ではない者を、違法に、議員から監査委員にしないこと。

監査基準を絶対遵守できない監査委員は、事務局職員の士気を圧倒的に低下させていることを自覚し、即座に改善措置を講ずること。（例えば、代表監査委員が、指揮して、違法監査委員を改めさせるなど）

違法な監査委員の存在を、絶対に許さない、と表明すること。

監査委員に「監査基準」の絶対遵守を徹底させること。

自己都合を優先して、監査委員の任期を守れないような（人格が高潔ではない）者を監査委員として、違法な支出を避けるため、聖域なき財政支出改革を行うと表明したＥ副知事に、監査委員こそ削減または出勤させないようにして、無駄な支出を削減する施策を講じさせること。

２　請求者

住所　　静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見５２１１－１

氏名　　星野　光央

地方自治法第242条第１項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和８年８月12日

静岡県監査委員　様

（注）１　措置請求書原文に即して記載したが、Ａ～Ｅは原文では実名で記載されている。

２　令和８年８月13日に、追加資料として資料１から８までが別途提出された（内容は省略）。

## ３　請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)

第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和８年９月９日に受理することを決定した。

## 第３　監査の実施

### １　監査対象事項

措置請求書の記載等から、請求人は、令和７年11月27日に行われた住民監査請求の陳述に参加した前監査委員Ａ及びＢ（以下「両前監査委員」という。）に対して支出した報酬及び旅費が公金の支出として違法な財務会計行為であると主張し、報酬及び旅費の全額を返還請求する措置を求めているものと解し、自治法第242条第１項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

・「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

### ２　監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課

### ３　請求人の陳述

請求人に対して自治法第242条第７項の規定により陳述の機会を設けたが、請求人は、陳述を行わなかった。

## 第４　監査の結果

### １　認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

#### ⑴　事実関係

ア　両前監査委員は、令和７年５月19日から令和８年５月18日まで静岡県の非常勤の監査委員の職にあった者である。

イ　両前監査委員には、令和７年11月27日に行われた住民監査請求の陳述に出席している。

#### ⑵　非常勤の監査委員の報酬の支給に関する規程

普通地方公共団体の非常勤の監査委員の報酬については、自治法第203条の２第１項において、普通地方公共団体は、非常勤の監査委員に対し、報酬を支給しなければならないものとされ、同条第５項において、報酬の額及びその支給方法は条例で定めなければならないものとされている。

当該規定を受けて、本県においては、非常勤監査委員の報酬の支給に関して特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）を定めており、令和７年度当時の規定は次のとおりであった。

○特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号、令和７年度施行時）（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬（議員報酬を含む。以下同じ。）又は給料、通勤手当及び期末手当（略）並びに費用弁償又は旅費並びに証人、鑑定人、参考人等の実費弁償等に関する事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　非常勤の特別職の職員には、報酬を支給する。（略）

２　報酬の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

別表第１（第２条関係）

非常勤の特別職の職員の報酬

| 区分 | 報酬額 |
|---|---|
| 非常勤の監査委員 | 日額 36,800 円 |

**⑶　非常勤の監査委員の旅費の支給に関する規程**

普通地方公共団体の非常勤の監査委員の旅費については、自治法第203条の２第３項において、非常勤の監査委員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるものとされ、同条第５項において、費用弁償の額及びその支給方法は条例で定めなければならないものとされている。

当該規定を受けて、本県においては、非常勤の監査委員の費用弁償の支給に関して特別職給与条例を定めており、令和７年度当時の規定は次のとおりであった。

○特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号、令和７年度施行時）（抜粋）

（費用弁償）

第６条　非常勤の特別職の職員が公務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償する。

５　議員以外の非常勤の特別職の職員の費用弁償の額は、別表第４に掲げるとおりとする。

別表第４（第６条関係）

非常勤の特別職の職員の費用弁償

| 区分 | 費用弁償額 |
|---|---|
| 非常勤の監査委員 | 行政職給料表の 10 級の職務にある職員の旅費額に相当する額 |

**⑷　「令和７年 11 月 27 日に行われた住民監査請求の陳述」に伴う報酬及び旅費の支出**

ア　静岡県財務規則第 79 条及び「静岡県財務規則の施行について（通達）」第 36 の規定により、旅費及び委員報酬の支出については、集中化推進課が処理することとされている。また、同通達において本庁の課長は静岡県財務規則第 102 条各号に掲げる書類（請求又は支出の金額の基礎を明らかにする書類等）を集中化推進課長に回付することによって支出命令の事務を依頼すること、この場合において、静岡県財務規則第 101 条第１項各号に定める事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し適当と認めたものを回付しなければならないものであると定められている。これらの規定に基づき、事業を所管する課は、委員報酬については、事業終了後 10 日以内に報酬・報償支払名簿、支出の根拠となる書類（委嘱等の状況が分かる書類、出役が確認できる書類等）をそろえ集中化推進課に提出し、集中化推進課が当該書類を基に支出処理を行う。監査委員の旅費については、職員が旅費計算システムに実績を入力し、監査課及び総務課の担当者が旅行経路の確認等を行い、集中化推進課は、旅費計算システムに入力された情報を基に支出処理を行う。

イ　令和７年 11 月 27 日に行われた住民監査請求の陳述に伴う両前監査委員の報酬については、上記規定に基づき、集中化推進課は、令和７年 12 月 10 日に両前監査委員に対し、報酬の支出を行った。

ウ　令和７年11月27日に行われた住民監査請求の陳述に伴う両前監査委員の旅費については、上記規定に基づき、集中化推進課は、令和７年12月25日に両前監査委員に対し、旅費の支出を行った。

**２　判断**

第４の１の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

**⑴　両前監査委員に支出した報酬及び旅費の違法性・不当性の有無**

請求人は、住民監査請求の陳述に参加した両前監査委員の人格が高潔でなく、人格が高潔ではない者が監査基準を遵守することはできないことから、監査基準に従うことと規定された自治法に違反しているため、両前監査委員に対して支出した報酬及び旅費が違法であると主張している。

しかしながら、請求人は、令和８年１月19日に類似内容の住民監査請求を行い、同年３月18日付けで発出された却下通知を不服として、同年４月17日に住民訴訟を提起したが、同年８月６日に静岡地裁判決（棄却）が確定している。

当該判決において、「監査委員の人格が高潔であるかなど監査委員が任命の実体要件を満たしているか否かや、ひいては本件監査基準を順守できる人物であるか否かといった点は、報酬及び旅費の支払をする財務会計職員においてその支出に当たって逐一確認すべき義務を負うような類の事柄とはいえず、県の財務会計職員としては、支出先である監査委員が適式の任命手続を経て任命された県の非常勤の職員に当たるかどうか並びに報酬及び旅費の支払の実質を要する出勤の事実があったかどうかを審査すれば、財務会計職員としての義務を果たしているものといえるというべきである。上記の原告の主張は、被告の財務会計職員としての財務会計上の義務違背の違法を摘示するものとはいえず、その他原告は、本件各支出について被告の財務会計上の違法を主張するものではな

い。」と判示されているため、請求人の主張は、報酬及び旅費を支出する財務会計職員としての財務会計法規上の違法性・不当性を摘示するものとはいえず、両前監査委員に支出した報酬及び旅費が違法又は不当であるということはできない。

**⑵　自治法第242条第１項に規定する「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。**

両前監査委員に対する報酬及び旅費の支出については、違法又は不当ということはできず、支払手続についても静岡県財務規則等に反しているとは認められない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

**３　結論**

以上のことから、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。